

りあん居宅介護支援事業所

重要事項説明書

当事業所は介護保険の指定を受けています。
(指定 第 0872701263 号)

当事業所は、ご契約者に対して居宅介護支援サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上のご注意いただきたいことを次の通り説明します。

居宅介護支援とは？

契約者が居宅での介護サービスやその他の保健医療サービス、福祉サービスを適切に利用することが出来るよう、次のサービスを実施します。

- ご契約者の心身の状況や、ご契約者とその家族等の希望をお伺いして「居宅サービス計画（ケアプラン）」を作成します。
- ご契約者の居宅サービス計画に基づくサービス等の提供が確保されるよう、ご契約者及びその家族等、居宅サービス事業所等との連絡調整を継続的に行い、居宅サービス計画の実施状況を把握します。
- 必要に応じて、事業所とご契約者双方の合意に基づき、居宅サービス計画を変更します。

*当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要介護」と認定された方が対象となります。要介護認定をまだ受けていない方でもサービスの利用は可能です。

1、事業者

- (1) 法人名・・・合同会社 LIEN
- (2) 所在地・・・茨城県筑西市藤ヶ谷 2 2 6 4 - 2
- (3) 電話番号・・・(0 2 9 6) 3 7 - 4 5 0 7
- (4) 代表者・・・代表社員 小田 真寿美
- (5) 設立年月日・・・2022 年 10 月 4 日

2、事業所の概要

- (1) 事業所の種類・・・居宅介護支援事業所
- (2) 事業所の名称・・・りあん居宅介護支援事業所
- (3) 事業所の所在地・・・茨城県筑西市藤ヶ谷2264-2
- (4) 電話番号・・・(0296) 37-4507
- (5) 管理者氏名・・・濱野 晴代
- (6) 開設年月日・・・2024年6月1日
- (7) 法人が行っている他の業務

当法人では、次の事業もあわせて実施しています。

- ①訪問看護ステーション りあん（茨城県指定 第0862790060号）
- ②定期巡回・随時対応型訪問介護看護 リアン（茨城県指定 第0892700170号）

3、事業の実施地域及び営業時間

- (1) 通常の事業の実施地域・・・筑西市、桜川市、下妻市、つくば市
- (2) 営業日及び営業時間

営業日	月曜日～金曜日（但し、国民の祝日、8月13日～16日、12月29日～1月3日は除く）
営業時間	8時30分～17時30分

4、介護支援専門員の体制

当事業所では、ご契約者に対して指定居宅介護支援サービスを提供する介護支援専門員を以下のように配置しています。

- ①管理者1名・介護支援専門員1名以上
（但し、管理者は自らも居宅介護支援の提供に当たるものとする。）

5、当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、指定居宅介護支援として次のサービスを提供します。

当事業所が提供するサービスについて、通常の場合、利用料金は介護保険から給付されますので、ご契約者の利用料負担はありません。

(1) サービスの内容と利用料金

《サービスの内容》

①居宅サービス計画の作成

ご契約者の家庭を訪問して、ご契約者の心身の状況、置かれている環境等を把握した上で居宅介護サービス及びその他の必要な保健医療サービス、福祉サービス（以下「指定居宅サービス」という。）が、総合的かつ効率的に提供されるように配慮して、居宅サービス計画を作成します。

《居宅サービス計画の作成の流れ》

①事業者は、介護支援専門員に居宅サービス計画の作成に関する業務を担当させます。

②居宅サービス計画の作成の開始にあたって、当該地域における指定居宅サービス事業所等に関するサービスの内容、利用料金等の情報を適正に契約者又は、その家族等に対して提供します。

③サービス計画の作成にあたって、作成者は複数の居宅サービス事業者を紹介します。
(利用者は複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることができます)
サービス作成者は居宅サービス事業者等の選定理由を説明します(利用者は居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業者等の選定理由の説明を求めることができます)。

④介護支援専門員は、契約者及びその家族の置かれた状況等を考慮して、契約者に提供されるサービスの目標、その達成時期、サービスを提供する上での留意点等を盛り込んだ居宅サービス計画の原案を作成します。

⑤介護支援専門員は、前項で作成した居宅サービス計画の原案に盛り込んだ指定居宅サービス等について、保険給付の対象となるか否かを区分した上で、その種類・内容・利用料等について契約者及びその家族等に対して説明し、契約者の同意を得た上で決定するものとします。

②居宅サービス計画作成後の便宜の供与

- ・ご契約者及びその家族等、指定居宅サービス事業所等との連絡を継続的に行い、居宅サービス計画の実施状況を把握します。
- ・居宅サービス計画の目標に沿ってサービスが提供されるよう指定居宅サービス事業所等との連絡調整を行います。
- ・事業者の選定に当たっては中立公平に行います。
- ・ご契約者の意思を踏まえて、要介護認定の更新申請等に必要な援助を行います。

③居宅サービス計画の変更

ご契約者が居宅サービス計画の変更を希望した場合又は、事業所が居宅サービス計画の変更が必要と判断した場合は、事業所とご契約者双方の合意に基づき、居宅サービス計画を変更します。

④介護保険施設への紹介

ご契約者が居宅において日常生活を営むことが困難になったと認められる場合又は利用者が介護保険施設への入院又は入所を希望する場合には、介護保険施設への紹介その他の便宜の提供を行います。

《サービス利用料金》

(1) 居宅介護支援に関するサービス利用料金について、事業所が法律の規定に基づいて、介護保険からサービス利用料金に相当する給付を受領する場合(法定代理受領)は、ご契約者の自己負担はありません。

*但し、ご契約者の介護保険料の滞納等により、事業所が介護保険からサービス利用料金に相当する給付を受領することが出来ない場合は、サービス利用料金の全額をいったんお支払い下さい。

(2) 交通費

通常の事業の実施地域以外の地区にお住まいの方で、当事業所のサービスを利用される場合は、サービスの提供に際し要した交通費の実費をいただきます。(1Km=50円(片道))

(3) 利用料金のお支払方法

前記(1)の料金・費用は、1ヵ月ごとに計算し、ご請求しますので、翌月10日までに下記の方法でお支払い下さい。

下記指定口座へのお振込み。

- ・銀行名 筑波銀行 ・関城支店
- ・口座名義 合同会社 LIEN 代表社員 小田 真寿美
- ・口座番号 1076923 普通貯金

前記(2)の交通費は、サービス利用終了時、その都度お支払い下さい。

6、サービスの利用に関する留意事項

(1) サービス提供を行う介護支援専門員

サービス提供時に、担当の介護支援専門員を決定します。

(2) 介護支援専門員の交替

①事業所からの介護支援専門員の交替

事業所の都合により、介護支援専門員を交替することがあります。介護支援専門員を交替する場合は、ご契約者に対してサービス利用上の不利益が生じないよう十分に配慮するものとします。

②ご契約者からの交代の申し出

選任された介護支援専門員の交替を希望する場合には、当該介護支援専門員が業務上不適当と認められる事情、その他交替を希望する理由を明らかにして、事業所に対して介護支援専門員の交替を申し出ることが出来ます。但し、ご契約者から特定の介護支援専門員の指名は出来ません。

7、苦情の受付について

(1) 苦情の受付

当事業所に対する苦情や相談は以下の専用窓口で受け付けます。

◎受付窓口：合同会社 LIEN

0296-37-4507（事務所携帯090-3501-3399）

◎解決責任者：小田 真寿美（オダ マスミ）

◎受付時間：月曜日～金曜日 8：30～17：30

(2) 行政機関とのその他苦情受付機関

① 市町村の窓口

筑西市役所	所在地：筑西市丙 360 番地 電話番号：0296-24-2111（代表） 受付時間：平日 8：30～17：15
-------	--

② 公的団体の窓口

茨城県国民健康保険 団体連合会	所在地：茨城県水戸市笠原町 978 番 26 茨城県市町村会館内 電話番号：029-301-1550（代表） 受付時間：平日 9：00～17：00
--------------------	--

8、事故等発生時の対応について

(1) 介護支援専門員等は、利用者に対する居宅介護支援の提供により、事故が発生した場合には速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

(2) 事業所は、前項の事故の状況及び事故に際してとった処置について記録を行います。

(3) 事業所は、利用者に対する居宅介護支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

令和 年 月 日

居宅介護支援サービスの提供に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

りあん居宅介護支援事業所

○説明者氏名 濱野 晴代 ⑩

私は、本書面に基づいて重要事項の説明を受け、居宅介護支援サービスの提供開始に同意しました。（本書2通を作成し事業所と利用者が署名捺印の上、一通ずつ保有するものとします。）

○利用者住所

氏名 ⑩

○代理人住所

氏名 ⑩